

## 介護保険負担限度額認定証の更新時期です

問 保健福祉課 介護保険係  
☎476-1111(142)

現在、介護保険負担限度額認定証を利用している方は、**有効期間が7月31日まで**です。

引き続き施設サービスを利用される方は、改めて申請が必要になりますので、お忘れなく申請してください。

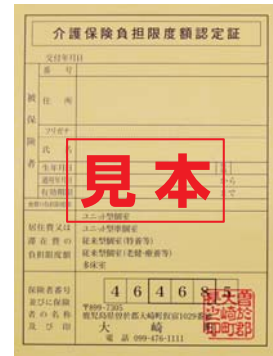
### ■介護保険負担限度額認定制度とは

介護保険施設に入所中（ショートステイ含む）の方の食費・居住費について、ご本人の自己負担が原則となっていますが、食費・居住費が過重な負担にならないように所得に応じた低額の負担限度額を設ける制度です。

（例）本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方

入所施設での食事代

基準額：1,445円/日 → 介護保険負担限度額認定適用：650円/日



### ■提出書類

- ・介護保険負担限度額認定申請書
- ・本人及び配偶者の所有する預貯金等の通帳の写し

### ■提出先

保健福祉課介護福祉係及び野方支所

## ハンセン病問題を正しく理解していますか？

問 保健福祉課 健康増進係  
☎476-1111(131・132)

ハンセン病問題に対する解決の促進を図るために、県では「ハンセン病問題を正しく理解する週間」を定めています。

誤った隔離政策によって、強制的に隔離され、ご本人だけでなく、ご家族も偏見や差別を受け、多くの方々のかけがえのない人生が奪われました。

病気が治っても家族の元へ帰れず、社会復帰が難しい状況にあり、今もなお、多くの方々が、療養所での生活を余儀なくされています。

長い間、偏見や差別に苦しめられたハンセン病であった方々や家族が、平穩に安心して生活できる地域づくりのために、また、二度とこのような悲しい歴史を繰り返さないために、私たち一人ひとりがハンセン病問題とは何かを正しく理解することが大切です。

## ハンセン病問題を正しく理解する週間

**令和3年6月20日(日)～6月26日(土)**

### ■ハンセン病に関する知識

ハンセン病は、らい菌によっておこる感染症で、遺伝病ではありません。らい菌の感染力は弱く、非常にうつりにくい病気です。また、早期発見と早期治療により、短期間で完治する病気です。